

平成23年度版

築20年以上の中古住宅取得時には 耐震基準適合証明書^①の取得をお勧めいたします

築20年以上の中古住宅取得時でも、一定の耐震基準を満たすことを示す「耐震基準適合証明書」の発行を受ければ、住宅ローン減税などの各種制度を受けることができますようになります。

耐震基準適合証明書と各種制度

耐震基準適合証明書は税種別に応じて3種類あり、それぞれ提出時期、提出先が異なります。

制度の種類	内容	該当する法令	適合証明書の種類	提出時期	提出先
① 住宅ローン減税 買換え特例 住宅取得資金の贈与に係る 相続時精算課税制度	10年間で 最大400万円 ※平成23年・24年入居の場合	租税特別措置法施行令 第24条の5第1項第1号 第26条 第2項 第2号 第40条の5第2項 第2号	国土交通省 告示第394号様式	確定申告時	税務署
② 登録免許税 ※1	建物所有権移転：2.0%→ 0.3% 抵当権設定：0.4%→ 0.1%	租税特別措置法施行令 第42条 第1項	登録免許税関係・ 国土交通省住宅局長 通知一別添4様式	住宅家屋証明書 取得時	市区町村
③ 不動産取得税 ※2	土地： 45,000円以上軽減 ※3 建物： 建築年によって変動	地方税法施行令 第37条の18第3号	国土交通省 告示第385号様式	不動産取得税 申告時	県税事務所

- ※1 登録免許税の軽減を受けようとする場合は、所有権移転登記前に市区町村より住宅家屋証明書を取得しておく必要があります。ただし、築後20年越の戸建てについて住宅家屋証明書の取得を申請する際には、市区町村窓口に耐震基準適合証明書を提出する事を要しますので、決済日に先立ち、あらかじめ耐震基準適合証明書を取得しておく必要があります。
- ※2 不動産取得税については、昭和57年1月1日以降の築であれば耐震基準適合証明書は不要です。
- ※3 45,000円又は、敷地1㎡当たりの価格（平成21年3月31日までに取得された場合に限り、1㎡当たりの価格の2分の1に相当する額）×住宅の床面積の2倍（1戸につき200㎡を限度）×3%

その他の特例措置

種類	内容	該当する法令	適合証明書の種類	提出時期	提出先
① 固定資産税減税 ～耐震改修促進税制～	固定資産税：最大で 2年間 1/2 ※平成24年12月31日まで	地方税法施行規則 附則第7条第6項の規定	地方税法施行規則 附則第7条第6項の 規定に基づく証明書	耐震改修後 3か月以内	市区町村
② 地震保険の 耐震診断割引制度	地震保険料： 10%割引	金融庁告示第128号	耐震基準適合証明書 など	地震保険申込時	保険会社

耐震基準適合証明書発行費用

内訳	通常金額	当社のお客様
耐震診断費用	105,000円（税込）	52,500円 （税込）
耐震基準適合証明書発行費用	52,500円（税込）	21,000円 （税込）

- ～ご注意～
- ※耐震診断の結果、補強工事が必要になる場合がございます。
 - ※補強工事の費用については、別途見積もりとなります。
 - ※家歴システムご利用の場合は別途費用がかかります。

耐震基準適合証明書に関するお問い合わせは…